とする。

26㈱～29㈱　［略］

30㈱　児童数（３歳未満）（六月以降対象外非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－１表中区分「非被用者」の「３歳未満」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

31㈱　児童数（３歳～小学校）（六月以降対象外非被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－１表中区分「非被用者」の「３歳以上小学校修了前うち第一子、第二子」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

32㈱　児童数（３歳～小学校）（六月以降対象外非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－１表中区分「非被用者」の「３歳以上小学校修了前うち第三子以降」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

33㈱　児童数（中学校）（六月以降対象外非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－１表中区分「非被用者」の「小学校修了後中学校修了前」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

34㈱～37㈱　［略］

38㈱　児童数（３歳未満）（六月以降対象外地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－２表中区分「地方公務員（都道府県）」の「３歳未満」の「令和４年２月末時点の支給対象児童のうち、所得上限額以上の受給者に係る児童数」の数とする。

39㈱　児童数（３歳～小学校）（六月以降対象外地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（追加調査）における別紙１－２表中区分「地方公務員（都道府県）」の「３歳以上小学校修了前うち第一子、第二子」の「令和４年２月末時

22㈱～25㈱　［同上］　［新設］

26㈱～29㈱　［同上］　［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］